

農業復権に向けた
JAグループの提言案
(組織討議資料)



平成 23 年 3 月

全国農業協同組合中央会

目次

農業復権に向けた基本的考え方	1	農業と地域経済・社会の将来像の実現に向けた 取り組みを支える政策	21
農業と地域経済・社会の将来像	5	1. 担い手経営体の確保・育成および農地集積対策	21
1. 水田農業の将来像	5	2. 新たな直接支払制度の創設	23
2. 地域経済・社会の将来像	9	3. 品目政策等の確立	25
J Aグループの果たす役割と取り組み	11	4. 国産農畜産物の輸出振興対策	39
1. 水田農業の担い手の確保・育成および 農地集積に向けた取り組み	11	5. 地域経済・社会の維持・活性化に向けた支援対策	41
2. 地域経済・社会の維持・活性化に向けた取り組み	15	6. 政策工程表の策定と必要な予算の確保	45
3. 担い手経営体のニーズに応えるJ A経済事業の改革	17		

農業復権に向けた基本的考え方

(1) 取り組みの経過

政府は、TPP問題を契機として、「食と農林漁業の再生推進本部」を設置し、6月を目途に農業対策の基本方針、10月を目途に抜本的な国内対策などを策定するとしており、この諮問機関として、有識者による「食と農林漁業の再生実現会議」を開催している。

TPP問題は、「国のかたち」にかかわる国民全体の問題であるにもかかわらず、意図的に農業界と産業界の対立が煽られている構図にあり、加えて、信用事業と共済事業の分離や米事業問題など、言われなきJA批判が行われている状況にある。

また、わずかな大規模生産者や一部の輸出等を取り上げ、「産業としての農業」や「攻めの農業の展開」など、わが国の実態を無視した非現実的な方向を打ち出し、あたかもTPPと農業が両立できると喧伝している状況にある。

このような動きのもとで、JAグループは、TPP断固阻止に向け、「参加反対」の運動とあわせて、わが国の実態をふまえた農業と地域経済・社会の具体的な将来像を描いたうえで、これを実現するため、JAグループ自らの取り組みと必要な政策をとりまとめた。

(2) わが国の農業と地域経済・社会の将来像の考え方

わが国農業の最大の課題は、農業所得の増大と食料自給率目標50%の実現である。また、国民全体の課題は、急激な高齢化社会への対応である。このような課題と環境変化に対応するため、「農業の復権」と「地域の再生」を掲げた第25回JA全国大会決議をふまえて、わが国の食料安全保障と多面的機能の発揮を将来にわたり確保し、多様な担い手が誇りと希望を持って取り組めるわが国の「強い農業」のあり方を描く必要がある。

あわせて、農業のあり方のみではなく、高齢化社会のもとでも、豊かで住みやすい地域経済・社会など、地域政策とあわせた将来像を描く必要がある。

また、新たな食料・農業・農村基本計画の実現目標は10年後であるが、基本計画の実現目標をスピードアップさせ、より現実的な姿を描くため、5年後を目標とした姿を描く必要がある。

(3) わが国がめざす「強い農業」のあり方

わが国は、国土面積が狭く中山間地域が多いことから、米国など大陸型農業のように数百・数千ha規模の大規模経営は不可能である。わが国が目指すべき「強い農業」づくりとは、規模拡大や価格競争力のみを追求することではなく、各地域の集落や農地の実態に応じて、資源を最大限に活用する形態の農業を持続的に発展させていくことである。そして安心・安全な国産農産物に対する消費者・国民の信頼関係のうえに、農業・農村の価値観を共有することこそ、わが国がめざすべき「強い農業」づくりである。

また、世界的な食料危機が懸念されるなかで、食料自給率40%のわが国として、海外市場への輸出に活路を見出そうとするまえに、可能な限り国内で生産し、国民へ安定供給することを最優先すべきである。

(4) 集落ごとの「担い手経営体」を中心とした農業・農村の将来像のあり方

とりわけ、水田農業の将来像は、わが国の実態をふまえ、「農業で食べていける担い手」をつくる必要があり、零細・分散錯圃の現状から、農地の面的集積を行いつつ、今後の急激な高齢化の進展による離農農地の受け皿となる具体的な担い手の姿を地域で描く必要がある。

具体的には、1人あたりの作業従事時間、農業機械一式の耕作可能面積、水利、集落における面積規模からすれば、現実的に1「担い手経営体」の規模は、わが国の平均的な集落単位である20～30ha規模を基本に、地域の実態をふまえ、平場と中山間地域など農業地域類型別に将来像を描く必要がある。

その際、「食べていける担い手」に加え、ベテラン農家、兼業農家や定年帰農の農家などは、水利施設、農道維持、畔管理など「食べていける担い手」を支える集落営農に参加し、集落全体の維持やコミュニティを維持する農村の多様な担い手として明確に位置づける。

(5) JAは地域経済・社会のライフライン

わが国の地域経済・社会は、高齢化の進展、耕作放棄地の増加、所得の減少、過疎化などにより大きく疲弊している。とりわけ、農村部は、学校・医療機関の閉鎖、バス等公共交通機関の廃止や小売店の撤退など、生活に必要な“ライフライン”の維持・確保が困難になっており、暮らしに対する不安が増大している。

このような実態のなかで、豊かで住みやすい地域経済・社会を実現するため、地域のインフラとしての機能を持つ農業協同組合が大いに役割を發揮し、行政をはじめとして地域の関係者が一体となって、多様な担い手が農業を支え、多様な住民が地域を協同で支える。

とりわけ、国民全体の課題である急激な高齢化社会への対応については、農と連携した健康・福祉・医療活動、移動購入車等による交通難民対策など、JAが地域のライフラインとしての役割を發揮する。

(6) 農地集積対策の取り組み強化と農地の最大限活用の実現

将来像を実現するため、JAは、全ての集落に担当者を設置し、集落営農の将来像の策定・実践を支援する。そのうえで、全てのJAが農地利用集積円滑化事業に取り組むことを基本とし、関係機関と連携しながら、分散した農地や高齢化等によって発生する貸付・委託農地を担い手に集積する取り組みを行う。

農地の最大限活用に向けて、集落・地域での、可能な限り担い手に集積する取り組みを行い、そのうえで、担い手に集積することが困難な農地については、JA本体またはJA出資型法人が耕作・管理を行うなど、耕作放棄地発生“ゼロ”を実現する。

(7) 1集落1「担い手経営体」のニーズに応える経済事業改革

20～30haの1集落1「担い手経営体」が実現すれば、担い手経営体自らが生産・販売等を判断することになることから、JAの購買・販売の事業方式を担い手ニーズに応える事業展開に改める必要がある。このため、地場消費へのファーマーズマーケット展開から、大消費地の実需者・消費者まで、川下からの販売戦略策定のもと、担い手経営体が行う多様な販売を支援するとともに、流通コストの徹底した削減に取り組む。

また、生産から加工・販売までの高度・専門技術や経営情報の提供体制や、広域的・効率的な集出荷施設、低コスト生産資材の供給体制を再構築していく。

(8) JAグループの取り組みを支える政策の確立

農業と地域経済・社会の将来像を実現するためには、将来像の実現に向けて農地を一元的に管理する体制・仕組みの構築や、集落営農・農業生産法人の設立・運営支援、抜本的な新規就農確保対策、新たな直接支払制度とこれを下支えとする品目対策、地域社会の維持・活性化対策など、JAグループの取り組みを支える政策の確立が必要である。

将来像を5年間で実現するためには、所得増大目標などを設定するとともに、5年間の政策と予算を明らかにした工程表を策定し、政策ごとに必要な法制度と予算を確保することが必要である。

(9) 将来像の実現には国境措置の維持が前提

将来像を実現し、わが国の食料安全保障と食料自給率目標50%の実現、多面的機能の發揮を将来にわたり確保するためには、国家貿易や適切な関税水準の維持を前提とすることが必要である。

とりわけ、水田農業において、水田を最大限に活用して自給率を上げるためには、米粉等による穀物需要の担保措置として、麦の国家貿易が必要であるように、わが国の土地利用型農業においては、米、小麦、乳製品、砂糖などの作物および関連産業を守るために国家貿易・供給管理等の国境措置が不可欠である。

農業と地域経済・社会の将来像

1. 水田農業の将来像

わが国水田農業の将来像は、地域の基礎単位である集落（概ね 20～30ha 規模）ごとに1つの「農業で食べていける担い手」を中心とした「担い手経営体」をつくり、集落でまとまりのある作付拡大と複合経営で効率的な営農が持続する日本型の土地利用型農業。

ベテラン農家、兼業農家や定年帰農の農家などは、「担い手経営体」を支え、農村集落全体の営農やコミュニティを維持する役割を發揮する農村の多様な担い手として位置付ける。

(1) 1集落1「担い手経営体」を基本とした日本型の土地利用型農業の確立

75歳以上の基幹的農業従事者が、10年前と比較して約2倍の59万人となるなど急速に高齢化が進展しており、今後も更なる高齢化と離農農地の発生が予想されている。

わが国水田農業は、零細・分散錯圃に基づく小規模兼業農家中心の生産構造であるなかで、高齢化にともなう離農農地も含め、農地を可能な限り集約し、大幅なコスト削減と将来にわたり「農業で食べていける担い手」を育成することが必要である。

国土が狭く中山間地域が多いわが国は、米国など大陸型農業のような数百・数千 ha 規模の大規模経営は不可能である。農作業時間や農業機械の能力、水利、集落規模等をふまえ、1経営体あたり 20～30ha の耕作面積が最も適正かつ効率的な経営規模と考えられる。

したがって、わが国水田農業の将来像は、1集落を1営農単位として、「農業で食べていける担い手」を中心とした「担い手経営体（専業農家中心、法人経営、集落営農）」のもとで、まとまりのある作付拡大と複合経営で効率的な営農持続するわが国の集落の実態をふまえた日本型の土地利用型農業である。

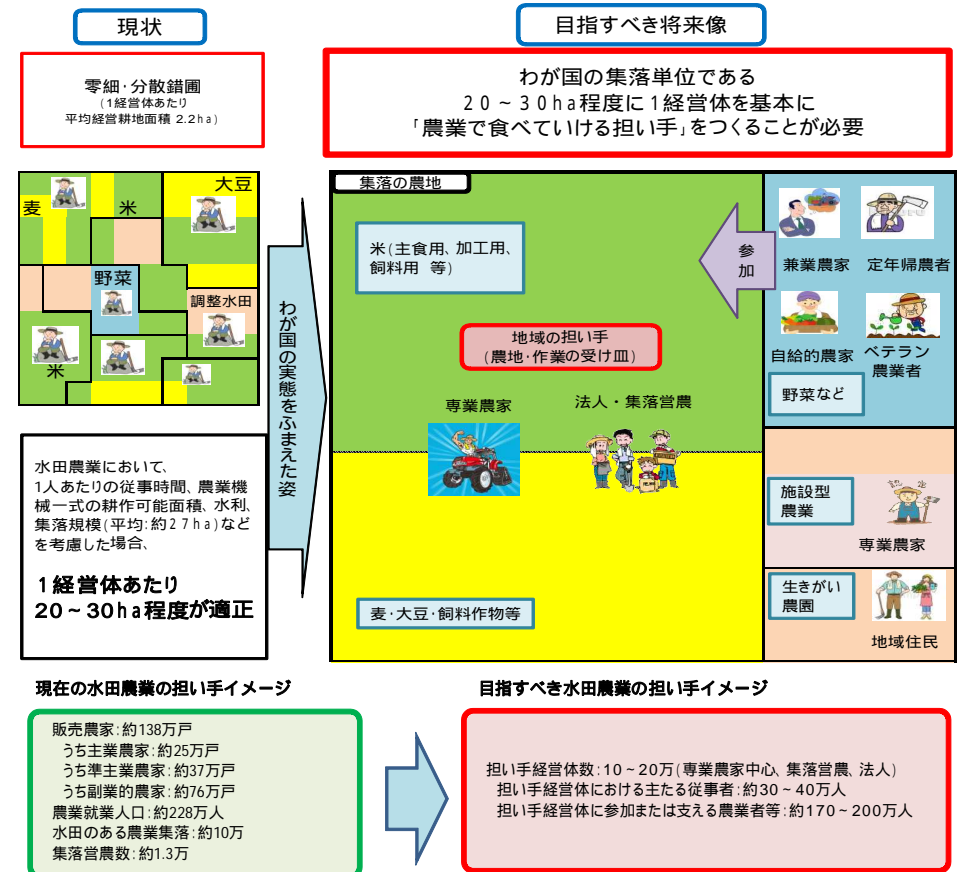
「農業で食べていける担い手」は、地域農業をリードし、農業で食べていける所得水準を確保するとともに、今後想定される農地の受け皿としての機能を有するなど、次世代にわたり地域の農業を持続的発展させる役割を担う。

(2) ベテラン農家、兼業農家、定年帰農者など集落全体での役割發揮

一方で、担い手経営体のみでは、集落における農道・水路等の管理や農村コミュニティの維持を図ることは困難である。

こうしたことから、ベテラン農家、兼業農家や定年帰農の農家などは、水利施設や農道などの地域資源の維持管理に参加し担い手経営体の営みを支える、あるいは、「担い手経営体」に参加し、農村集落全体の営農やコミュニティを維持する農村の多様な担い手として位置づけ、その役割を發揮することが必要である。

【めざすべき水田農業の将来像イメージ】



(3) 中山間地域の将来像

中山間地域の水田農業の将来像は、1集落(10~20ha)1「担い手経営体」を基本に、集落営農・複合経営による営農形態が中心となった姿。

中山間地域の役割

わが国の国土条件は、国土の70%以上が中山間地域である。中山間地域は、総人口の約15%が居住する場として、耕地面積、農家戸数、農家人口および農業粗生産額で全国の約4割を占めるなど農林業生産の場として、さらに国土・環境の保全等の面で重要かつ多様な役割を果たしている。

また、平場の水確保・管理のためには、中山間地域の維持と水管理が不可欠である。

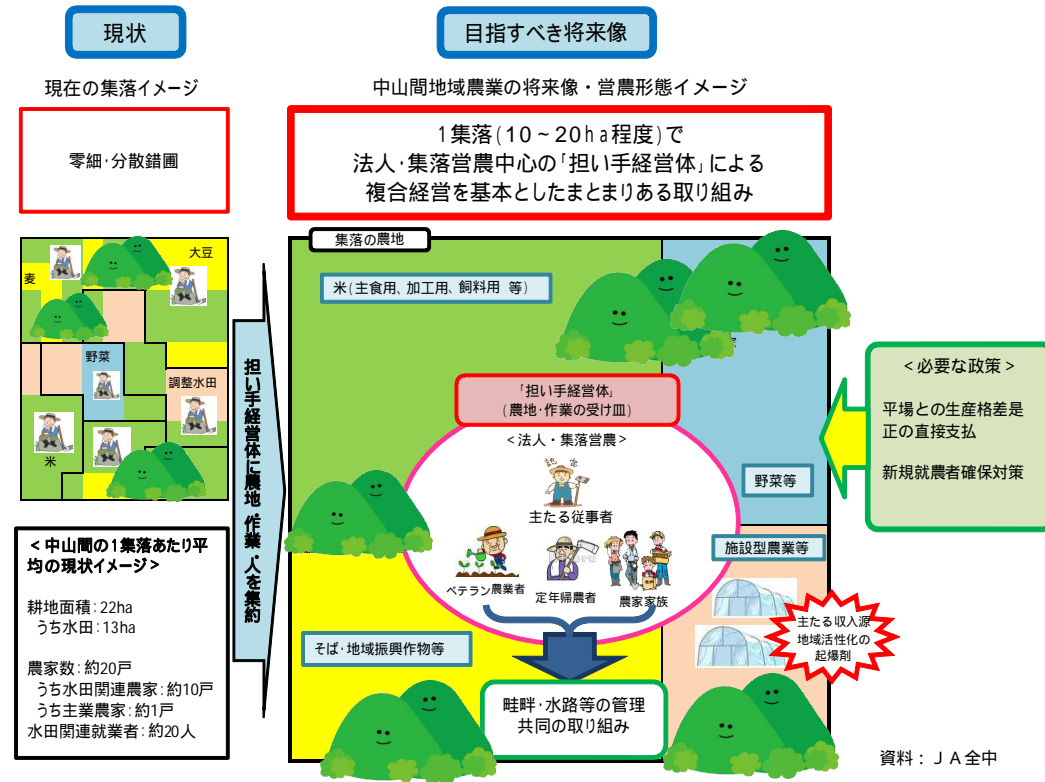
中山間地域の水田農業の将来像

中山間地域の水田農業の将来像は、1集落(10~20ha)1「担い手経営体」を基本とするが、平場と比較して、高齢化が進展しており、小規模・分散錯圃の状態が多いことから、担い手の営農形態は、生産格差の是正や集落における水管理等の共同作業のために直接支払い等の支援を前提に、集落営農・複合経営が中心となった姿である。

中山間地域の将来像

中山間地域においては、農業所得の減少に加え、兼業機会の減少等により世帯所得が減少していることから、農業・農村に存在する豊富な資源と他産業の持つ革新的技術との融合等により、中山間地域の地域経済・社会を活性化させる新産業の創出や、地域の伝統文化や歴史的産業など知的財産による高付加価値型の食品産業や農村リゾートなどの新規事業の開発、研究開発機関の設置等に取り組むことが必要である。

【中山間地域農業の将来像イメージ】



2. 地域経済・社会の将来像

わが国の地域経済・社会の将来像は、地域住民の生活に必須な、生活物資の供給、教育・文化、保健・医療・福祉などの諸施設・サービス(いわゆる“ライフライン”)が維持・確保されており、誰もが心豊かに安心して暮らすことができる地域経済・社会の姿。

都市的地域の農業の将来像は、都市農地が“価値ある場”として認識・共感され、地域住民の支援・参画が得られる姿。

(1) “ライフライン”が維持・確保された地域経済・社会

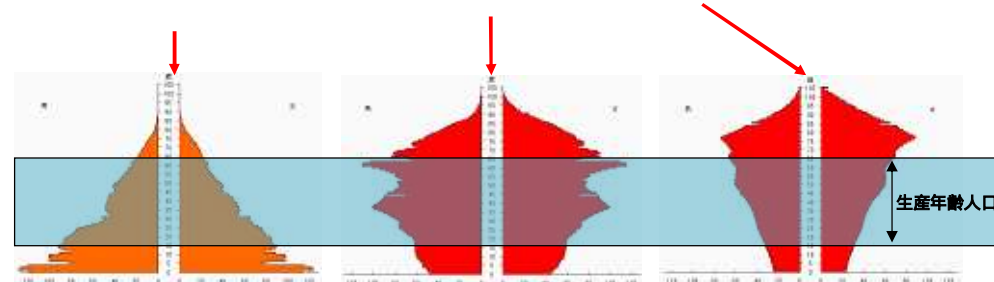
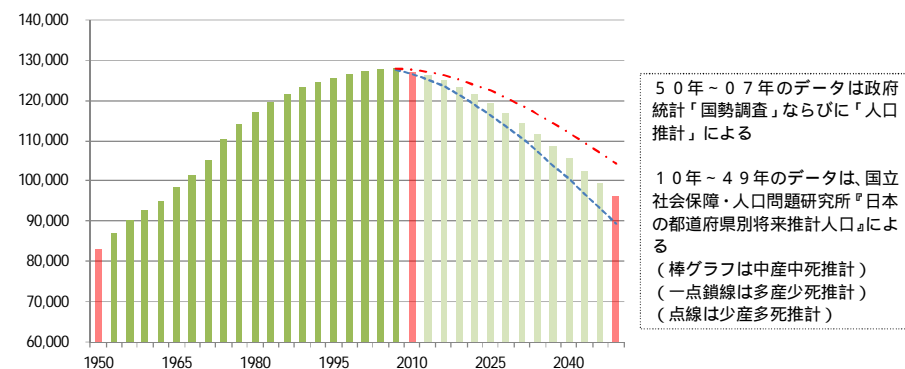
農村部では人口減少や地方財政の弱体化等を背景に、学校・医療機関の閉鎖、バスなど公共交通機関の廃止や小売店の撤退、さらには都市部も含めて家族との“きずな”や地域との“つながり”の希薄化による無縁社会化など、くらしの安心・安全に対する不安が増大している。

このため、わが国地域経済・社会の将来像は、誰もが心豊かに安心して暮らしていくために、農業・商業・工業など地域の産業振興に加え、地域住民の生活に必須な物資の供給、教育・文化、保健・医療・福祉などの諸施設・サービス(いわゆる“ライフライン”)が維持・確保された姿である。

(2) 地域住民の支援・参画を得た都市的地域の農業

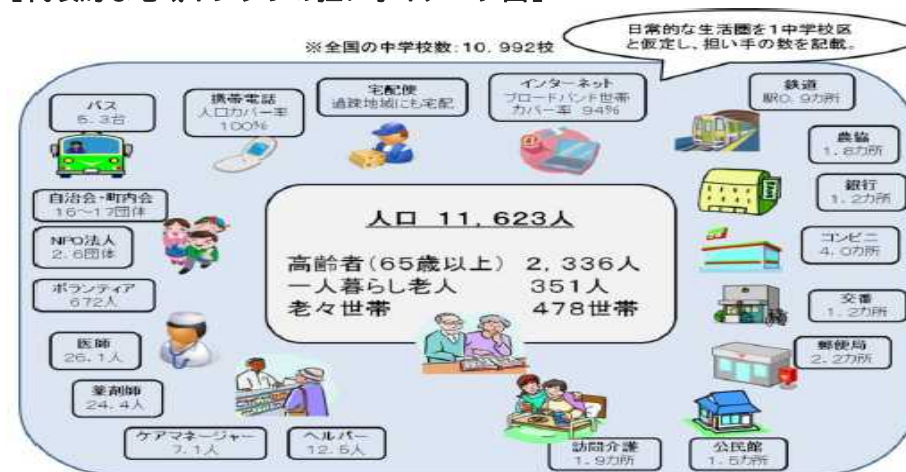
都市的地域の農業の将来像は、農業との関係が希薄な住民も多いなか、都市農地が、多様な価値が集合する“価値ある場”として認識・共感され、都市農業の振興に地域住民の支援・参画が得られる姿である。

【国内人口の推移(1950年~2049年)】



資料：国立社会保障・人口問題研究所

【代表的な地域インフラの担い手イメージ図】



資料：経済産業省「地域生活を支える流通のあり方研究会報告書」(平成22年5月)

JAグループの果たす役割と取り組み

1. 水田農業の担い手の確保・育成および農地集積に向けた取り組み

JAは、全ての集落に担当者を設置し、集落営農ビジョンの策定・実現を支援。

全てのJAが農地利用集積円滑化事業に取り組むことを基本とし、関係機関と連携しながらビジョンで明確化した担い手経営体に優先的に農地を集積。

担い手経営体に集積等が難しい農地については、JA本体又はJA出資型農業法人が耕作・管理を行うなど、耕作放棄地発生“ゼロ”に向けて取り組む。

新規就農者確保とともに、担い手経営体を支えるために、担い手経営体に出向く体制の整備や経営管理支援など、担い手経営体への事業対応を強化。

(1) 集落営農ビジョンづくり

土地利用型農業の将来像を実現するため、全国の集落において、自らの集落の5年後を見通した集落営農ビジョン(以下、「ビジョン」という)を新たに策定するとともに、専業農家中心・法人経営・集落営農など集落営農の中心となる「担い手経営体」を明確化し、集落全体でビジョンの実現に取り組む。

JAは、全ての集落にビジョンの策定・実現を支援する担当者を設置し、管内全てのビジョンに基づきJAの地域農業戦略を再構築する。

ビジョンの策定にあたっては、今後の高齢化の見通しなど集落ごとに今後5年を見通した営農意向調査等を実施し、規模拡大・縮小、離農予定や新規就農見込み、遊休化が見込まれる農地等を把握する。

(2) 新規就農者確保と担い手経営体育成の取り組み

JAは、新規就農者の募集・研修・就農・定着のステージごとに新規就農支援対策を強化するとともに、経営継承など担い手経営体の確保・育成に取り組む。とくに、研修期間の身分安定のため、JAまたはJA出資型農業法人等で研修生(インターン生)として雇用するなどの支援を行う。

【岩手県花巻市笹間地区のビジョンづくりの取り組み】

平成22年12月に、集落営農組織や生産者部会の代表55人が笹間地区営農再生対策会議を設立。23年1月中旬にビジョン案をとりまとめ、2016年度までの実践を目指す。

地区内の水田1,500haを、現在は560戸(平均2.7ha)が耕作するが、高齢化が進み、このままでは地域農業が成り立たなくなるという危機感。

ビジョン案では、30haを単位に、個別経営と集落営農で50経営体を確保し、農地を集約する。

1経営体の専従者は2人程度で、低コスト化をはかる。余剰労働力でエダマメやアスパラなど園芸品目や農産加工、直売所建設にも取り組み、所得や雇用を増やす。

資料：JA全中

【JA上伊那の農業インターン事業の概要】

概要

インターン生は、研修終了後、管内で農業することが確実と見込まれる者(10年以上の農業継続)で、1~3年の期間を先進農家等で研修する。研修期間中は、JAと雇用契約を締結し身分保証する。この15年で55名が本事業を活用した。

研修中の待遇

JAの支所営農課に所属。研修中・就農後も指導や助言を行いサポートする。研修手当を毎月13万円の支給。(JAと市町村が折半)

成果

これまでに本事業を活用したインターン生の約8割以上が営農中である。

資料：JA全中

(3) 担い手経営体への農地集積と農地の最大限活用の取り組み

全てのJAが農地利用集積円滑化事業に取り組むことを基本とし、関係機関と連携しながらビジョンに基づき担い手経営体に農地を集積する。とくに、担い手経営体の規模拡大意向や経営確立に対応するため、農地の面的集積に取り組む。

農地の出し手や農作業委託者等は、水管理・畦畔管理など、担い手経営体の営農を支援する役割を有する担い手として位置付けるとともに、集落営農への参加や直売所への出荷などの取組みを、JAが支援する。

農地の最大限活用に向け、耕作者のいない農地については、担い手経営体に集積するまでの間、JA本体またはJA出資型農業法人が耕作・管理を行うなど、耕作放棄地発生“ゼロ”に向け取り組む。

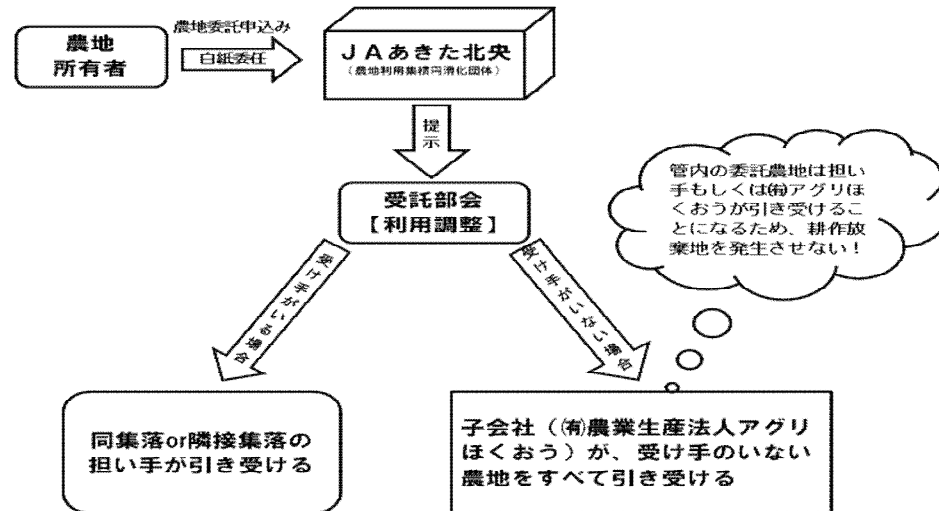
なお、耕作放棄地については、農業委員会など行政による支援、再生が見込めない場合は地目変更をすすめることなどを前提に、解消に向け取り組む。

(4) 担い手経営体の経営確立支援

JAは、担い手経営体に出向く体制を確立し、営農支援、融資・共済提案、出資など、担い手経営体への事業対応を強化する。

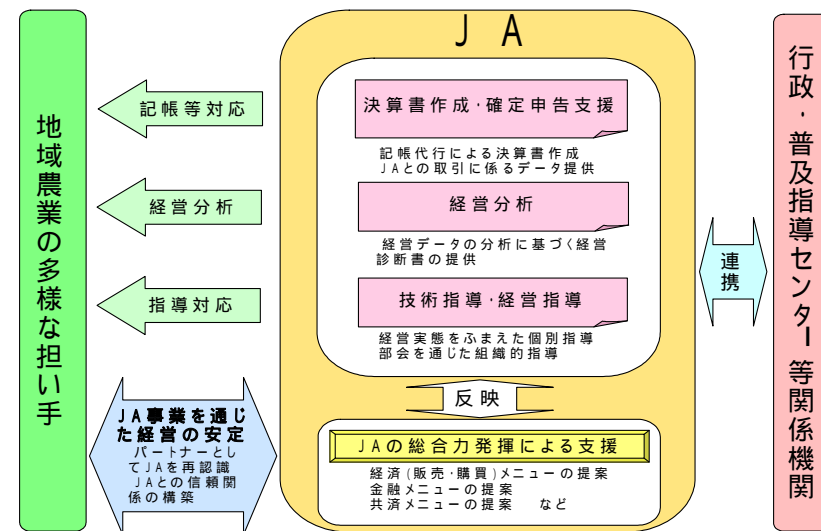
JAは、税務支援、農業経営分析・診断、経営改善指導などの経営管理支援の取り組みを一層強化し、総合事業を活かして、担い手経営体の経営確立を支援する。

【JAあきた北央による耕作放棄地発生ゼロに向けた取り組み】



資料：JA全中

【JAによる農業経営管理支援のイメージ】



資料：JA全中

2. 地域経済・社会の維持・活性化に向けた取り組み

JAグループは、心豊かに安心して暮らせる地域経済・社会の実現のため、「助けあい」を軸とした配食・移動販売などの買い物弱者対策など高齢者生活支援活動、介護・医療活動など、地域住民の“ライフライン”としての役割発揮、多様な人・組織との連携・ネットワーク化による地域コミュニティの活性化及び農業の理解促進に取り組む。

都市的地域については、地域住民に対して都市農業の持つ新鮮な農産物の供給機能や防災・環境保全機能などの各種の多面的機能をPRし、都市農業振興に係る国民理解の促進対策に取り組む。

(1) ライフラインとしての役割発揮

JAは、心豊かに安心して暮らせる地域経済・社会の実現のため、「助けあい」を軸とした配食や移動販売などの買い物弱者対策など高齢者生活支援活動、介護・医療活動など、地域住民の“ライフライン”としての役割発揮に取り組む。

(2) JAの役割発揮による地域コミュニティの活性化と農業への理解促進

ライフラインを維持・確保するため、地域社会・住民から支持される地域に根ざした協同組織であるJAが大いに役割を發揮し、地域の多様な住民と結集して、行政やNPO法人など多様な組織との連携・ネットワークを構築することで、集落内のみならず集落間の連携活動、さらには農村と都市の交流など地域内や地域を超えた様々な取り組みを通じ、地域コミュニティの活性化と農業への理解促進をはかる。

(3) JAグループの具体的な取り組み

「助けあい」を軸とした高齢者生活支援の取り組みや介護・医療活動

- ・ 買い物困難者等に対する食材宅配サービスや移動販売（購買車）など、生活物資の提供
- ・ JA助けあい組織の活動など、健康寿命創造運動の展開
- ・ 介護保険事業の展開ならびに高齢者生活支援事業の確立

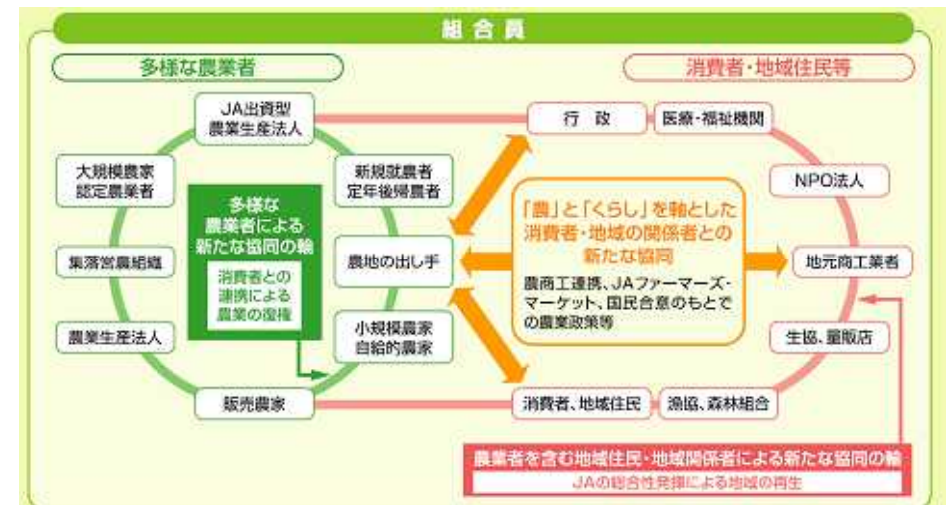
地域コミュニティの活性化と農業の理解促進に向けた取り組み

- ・ 「子育てひろば」や「地域の茶の間」など、地域コミュニティの活性化を図る「場」の設置・運営
- ・ NPO法人等への支援など、JA総合事業を通じた地域雇用の安定的確保への貢献
- ・ 農産物直売所やファーマーズ・マーケットを拠点とした女性・高齢者等による直売・加工事業さらには農林水産業が連携した取り組みなど、地産地消運動の展開
- ・ 地域が一体となった「JA食農教育」の展開
- ・ 都市と農村の交流など、地域や組織をこえたJA交流事業の確立

都市農業振興および理解促進に向けた取り組み

- ・ 体験農園・市民農園・貸農園や新たな担い手をも育成する農業塾などの推進
- ・ 地方公共団体やJA、関係機関さらには地域住民等から構成される協議体の設置

【新たな協同の創造】



資料：第25回JA全国大会決議

3. 担い手経営体のニーズに応える J A 経済事業の改革

自らが生産・販売等を判断する 20～30ha の 1 集落 1 「担い手経営体」の実現を前提に、担い手のニーズに応える事業に改革する。

地場消費へのファーマーズマーケットから大消費地の実需者・消費者、インターネット販売まで、川下からの販売戦略策定のもと、多様な販売チャネルの確保と生産・流通コストの徹底した削減に取り組むとともに、高度で専門的な技術・情報を提供する。

地域経済・社会の維持・活性化に向けた地域のライフラインに係る事業の展開に取り組む。

(1) 担い手経営体のニーズに応える事業展開への改革

20～30ha の 1 集落 1 「担い手経営体」が実現すれば、担い手経営体自らが生産・販売等を判断することになることから、J A グループは担い手のニーズに応える事業展開に改革する。

地場消費へのファーマーズマーケットから大消費地の実需者・消費者、インターネット販売まで、川下からの販売戦略策定のもと、多様な販売先を開拓するとともに流通コストの徹底した削減に取り組む。

生産から加工・販売にかかる高度で専門的な技術や情報を生産者へ迅速に伝達することにより、担い手経営体との密接な連携を構築する。

米事業については、多様な販売チャネルの確保とともに、委託販売や共同計算・概算金などの方法にこだわらずに、担い手経営体の所得向上に向けた事業展開を行う。

(2) コーディネート機能の強化

生産から最終消費・実需への供給まで一貫した取り組みをすすめ、そのニーズに基づく販売戦略を策定するとともに、J A グループ間で連携したりレー出荷や多種多様な品ぞろえによる総合販売、食品加工・流通関連企業との連携強化、商品提案・共同開発などについて、農業経営者の総合相談窓口で

ある T A C (Team for Agricultural Coordination) の活動を定着・拡大させて取り組む。

(3) 6 次産業化の取り組み

付加価値を高めるために、地元商工業者との連携による地域ブランドの確立や、J A 自らが加工事業を拡充するなどにより、6 次産業化に取り組む。

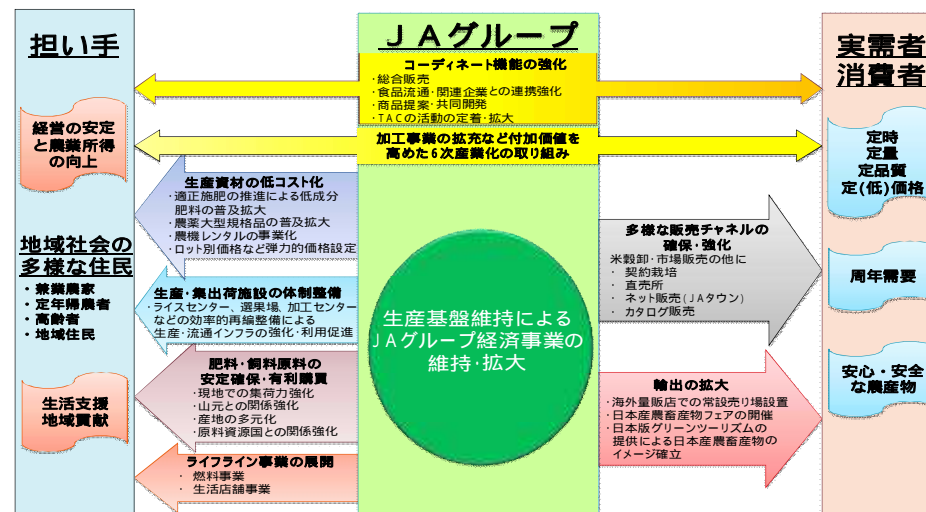
(4) 多様な販売チャネルの確保・強化

消費者への直接販売や業務用・外食用などの幅広い販売先の開拓に向けて、契約栽培や直売所、ネット販売 (J A タウン)、カタログ販売などの多様な販売チャネルを確保・強化する。

(5) 生産資材の低コスト化

低コスト資材の開発・普及や、適正施肥の推進による低成分肥料の普及拡大、農薬大型規格品の普及拡大、農機レンタルの事業化、ロット別価格による弾力的な価格設定などに取り組むとともに、広域的・効率的な集出荷施設、低コスト生産資材の供給体制を再構築する。

【担い手と地域経済・社会を支援する J A グループの取り組み】



資料：J A 全農

(6) 生産・集出荷施設の体制整備

担い手経営体の営農活動に資するために、育苗センター、ライスセンター、カントリーエレベーター、農業倉庫、選果場、加工センターなど生産・集出荷施設の効率的な体制整備を行い、生産・流通等にかかるインフラ設備の強化・利用促進により、流通コストの削減に取り組む。

(7) 肥料・飼料原料の安定的確保・有利購買

大部分を海外に依存せざるを得ない肥料・飼料の原料等について、現地での集荷力の強化、山元との関係強化、産地の多元化、原料資源国との関係強化などにより、安定的な確保や有利購買に向けた取り組みを継続する。

(8) ライフライン事業の展開

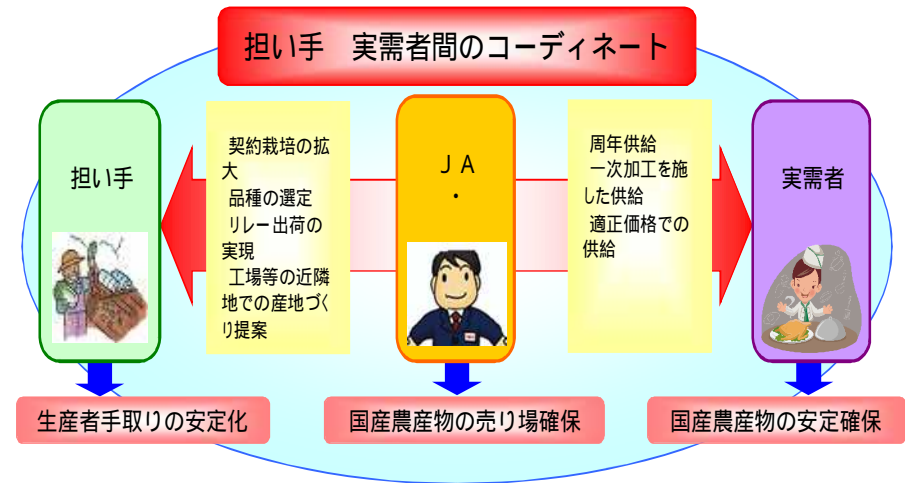
買い物困難者等に対する食材宅配サービスや移動販売（購買）車、生活店舗やJA S S、LPガス、福祉事業など地域のライフラインに係る事業に取り組み、組合員・地域住民への生活支援、地域貢献を行う。

(9) 輸出の拡大

輸出の拡大に向けて、海外量販店での常設売り場の設置、日本産農産物フェア開催による海外でのブランド確立、海外富裕層の日本版グリーンツーリズム体験の提供による日本産農畜産物のイメージ確立などに取り組む

また、あわせて商流・物流の見直し・改善による流通コストの削減、富裕層だけでなく中間層の取り込みを行う。

【実需者への販売ルートの確保】



資料：JA全農

【ファーマーズマーケット】

ファーマーズ・マーケットってなに？

地域でとれた農産物を新鮮なうちに地域で販売する直売店、農産物直売所やファーマーズ・マーケットなどと呼ばれ、親しまれています。農と食のターミナルとして地域の人たちが集う交差点の場でもあり、地域農業の発展や地域活性化にも一役買っています。

<p>● 農業者にとってのメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域農業のファンを獲得できる ◎ 農業に誇りとやりがい生まれる ◎ 消費者のダイレクトな反応に作る喜びが増える ◎ 農業を次世代に伝えるチャンス ◎ 地域の活性化が所得の向上、雇用の確保へ ◎ 地域おこし産品の製造、販売が可能になる 	<p>● 消費者にとってのメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ つねに安全・安心な農産物を購入できる ◎ 農業者や農畜産物への関心、理解が深まる ◎ 食育、食農教育がそこで自然にできる ◎ イベントへの参加で、地域の人との交流が深まる ◎ 生活が楽しくなり、孤独感が解消される ◎ 活動への参加で、助け合いを学ぶ
--	--

Key word 1
安全・安心

産直のよ、朝どりの作物などが並び、消費者に新鮮で安全な農産物を提供。

Key word 2
地産地消

顔の見える食だから、消費者は喜んで納得、農業者は消費者のニーズが作る喜び。

全国のJAファーマーズ・マーケットの情報はこちらで検索できます。 国産丸がにりネット <http://kokusanwamarket.net/>

資料：JA統一広報パンフレット

農業と地域経済・社会の実現に向けた取り組みを支える政策

1. 担い手経営体の確保・育成および農地集積対策

集落営農ビジョンを認定し、ビジョンで指定した担い手経営体を重点的に支援することが必要。

青年就農者（35歳以下）に対しては、経営確立までの間（おおむね5年間）経済支援を行うことが必要。

農地の調査・指導・勧告・利用権の設定等、農地を一元的に集約・管理する仕組みを構築することが必要。

農地の流動化を促進するため、出し手に対しては流動化奨励金、受け手には規模拡大に応じた支援を拡充することが必要。

(1) 担い手経営体の確保・育成に向けた取り組み

集落営農ビジョンの策定・推進

集落ごとに指定した担い手経営体に重点的に支援するため、現行の認定農業者制度を見直すとともに、集落営農活動の支援および経営者等の資質向上のための研修等、経営確立をはかるための活動支援が必要である。

担い手経営体づくりの取り組みへの支援と抜本的な新規就農者確保対策

担い手経営体が策定した営農計画等を審査・認定し、税制上のメリットや、農機等の費用軽減への支援策など、担い手経営体の経営確立を支援していく必要がある。

新規就農希望者の研修中の所得確保のため、研修手当および研修経費等を支援する必要がある。また、35歳以下の青年就農者に対しては、就農時の設備投資への支援および経営確立までの概ね5年間の経済的支援が必要である。

農地集積の取り組みと農地の最大限活用への支援

農地が確実に有効活用されるようにするため、農地の調査・指導・勧告・利用権の設定等や農地の売買・賃貸借にかかる情報提供等の機能を一元的に集約・管理する仕組みを構築する必要がある。

農地の流動化を加速するため、農地の受け手に対する規模拡大への支援に加え、農地の出し手に対しては流動化を奨励する支援が必要である。

耕作放棄地については、ビジョンで決定した農地集積計画に従い再生する場合は、農業委員会など行政による支援や、再生が見込めない場合は林地に戻すなど政策が必要である。

【フランスの青年農業者助成の概要】

目的

世代交代、山間地の過疎対策、若手農業者の経済的支援

給付額（1ユーロ=112円で計算）

主業的農業者の下限額と上限額

平地	896,000 円 ~ 1,937,600 円
条件不利地域	1,153,600 円 ~ 2,508,000 円
山間地域	1,848,000 円 ~ 4,020,800 円

対象要件

21歳以上 35歳以下

一定の職業能力（農業技術者免状・職業高校修了+6か月の実務研修、または社会人向け職業教育で資格取得）

10年の農業経営を約束

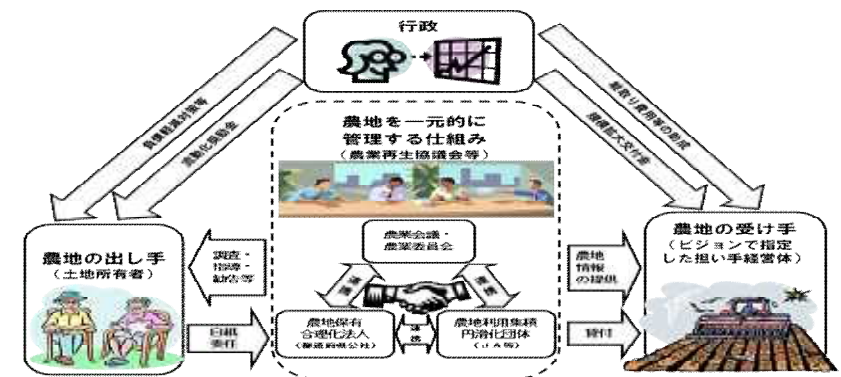
10年間、経営簿記を行政に提出

その他の優遇措置

特別低利融資、所得税、農事資産登記税、固定資産税の5年間の減免措置、農業社会共済の保険料の5年間の減額措置、農地の優先取得

【農地流動の加速化に向けた支援策（例示）】

資料：J A 全中



資料：J A 全中

2. 新たな直接支払制度の創設

農業・農村の多面的機能の維持・確保をはかるため、全ての農地に対して、地目に応じて直接支払いを行うとともに、地域ごとの取り組み実態に応じて上乗せで支払う新たな直接支払制度が必要。

新たな直接支払い制度は、戸別所得補償制度、中山間地域直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金など現行制度の機能を維持・強化することが必要。

(1) 地目ごと全ての農地に対して基礎支払い

農地は、食料自給力の確保と多面的機能の基盤であり、輸入できない資源である。一方、農業所得の低下、高齢化と担い手不足などにより耕作放棄地が増加しており、農地の果たす機能と役割が低下している。

このような農地の機能と役割を維持するため、耕作・管理など地域における農地保全の取り組みが必要であり、これを支援するため、全ての農地に対して地目に応じた基礎支払いが必要である。

(2) 地域ごとの取り組み実態に応じた加算支払い

そのうえで、予期せぬ価格低下や地域の取り組みや実情に応じて上乗せで支払う加算支払いが必要である。

加算支払いは、地域の取り組み実態に応じた柔軟なメニューを地域で設定することが必要である。

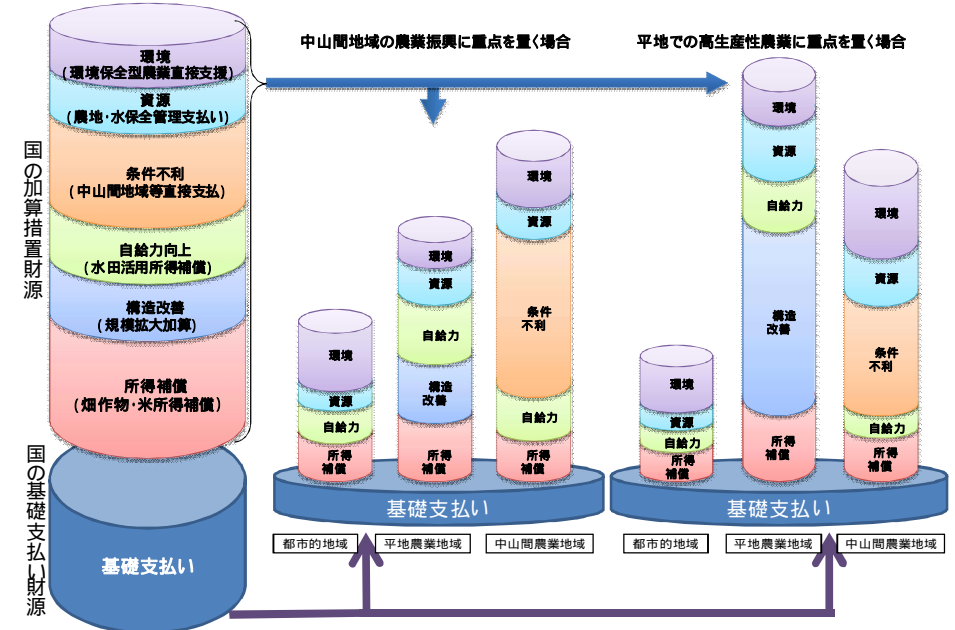
加算支払いの設定にあたっては、国民の環境意識の高まりや国民理解を促進する観点から、農業者の責任および社会的責任として環境保全の取り組みを明確にし、盛り込むことが必要である。

(3) 現行制度の機能を維持・強化等

新たな直接支払制度は、戸別所得補償制度や中山間地域等直接支払交付金や農地・水保全管理支払交付金など、現行の直接支払制度の機能を維持・強化することが必要である。

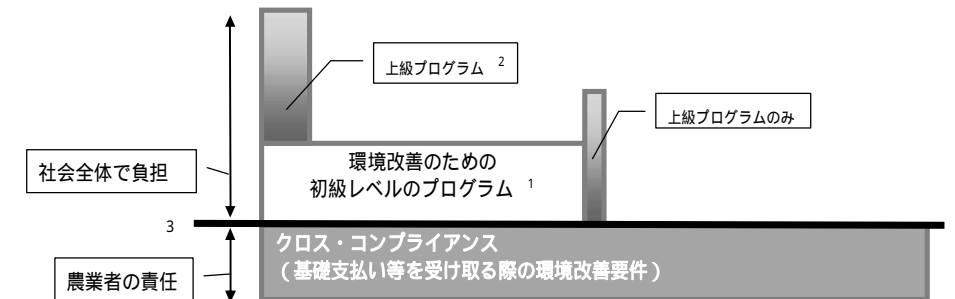
新たな直接支払制度を下支えとして、品目ごとの政策を検討することが必要である。また、農業経営の長期的展望を描くため、法制度化による安定性の高い制度とすることが必要である。

【新たな直接支払制度イメージ】



資料：「2011、新たな直接支払制度に関する研究会提言」を参考にJ A 全中作成

【環境支払いのイメージ】



資料：莊林幹太郎（2010年、生活協同組合研究）を参考にJ A 全中作成

- 1 初級プログラムは、広範囲で取り組むことが効果的であるもの、比較的容易な取組とする
- 2 上級プログラムは、地域の環境・課題等に対応できるよう幅広いプログラムから選択可能なものとする
- 3 農業者の責任部分と社会全体で負担し支える部分の水準を明確にした制度設計が必要である

3. 品目政策等の確立

(1) 水田農業政策の確立

水田単作地帯、米以外の他作物への転換が可能な地域など、地域条件に対応した複合経営の定着化対策が必要。

国民に対する食料の安定供給の観点から、需給と価格の安定対策を講じる責任があり、豊凶や需給変動に対する需給・価格安定対策等の確立が必要。

地域条件に対応した複合経営の定着化対策の確立

集落ごとに「農業で食べていける担い手」づくりを行うには、主食用米だけではなく、麦・大豆等の転作作物、野菜、加工などの複合経営に取り組むことが必要である。

また、降雪等で米に依存せざるを得ない水田単作地帯、米以外の他作物への転換が可能な地域など、異なる地域条件に配慮することが必要である。

そのため、水田単作地帯では、需要に即した計画生産と、飼料用米等の振興、支援を行い、麦・大豆など米以外の作物への転換が可能な地域では、これら地域作物に対する十分な助成を講じるなど、地域条件に対応した複合経営の定着化に向けた支援が必要である。

豊凶や需給変動に対する需給・価格安定対策の確立

10～20万の「担い手経営体」による水田農業の将来像においては、担い手自らによる需給調整が強化されるなかで、国は、需給・価格安定に向けて、担い手・産地の取り組みを支援する対策が必要である。

米は1年1作であり、需要見通しのギャップや豊凶変動などにより、需給変動が生じる懸念が常にあることから、国の備蓄運営による20万トン程度の幅をもった豊作分の出口対策などの需給・価格安定対策が必要である。

また、どうしても生じる需給緩和や価格下落に対応するために、国の政策支援を前提に、産地で過剰米を主食用以外へ処理するスキームの構築など、産地自らの需給調整に取り組める条件整備が必要である。

地域裁量で特色ある作物の振興支援策の充実

今後も主食用米の需要は減少するなかで、水田経営の安定と自給率向上のため、地域裁量で特色ある作物を振興できる支援策として、産地資金の抜本的充実が必要である。

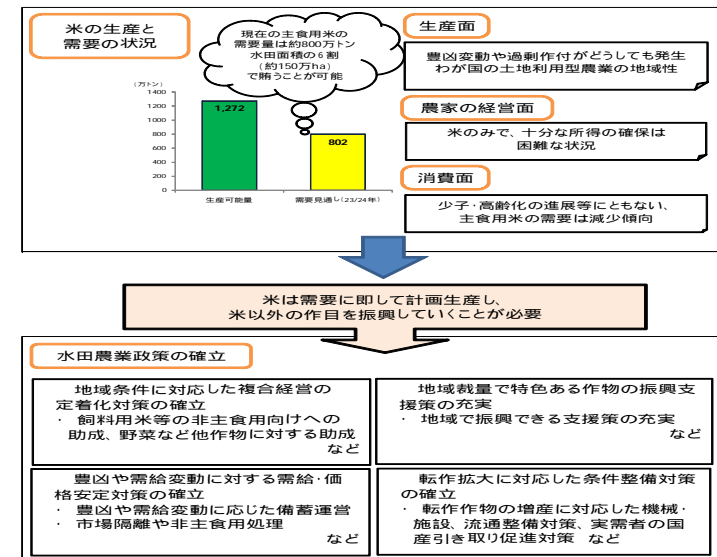
転作拡大に対応した条件整備対策の確立

麦・大豆や飼料用米などの転作作物の増産が需要に確実に結びつくように、機械や施設、流通整備対策、実需者の国産引き取り促進対策などの条件整備対策が必要である。

需給と価格の安定に対する国の役割

生産・流通面および消費者に対する安定供給の観点から、国は、国内農産物の需給・価格の安定対策を講じる責任があり、このため、国家貿易を含む適切な国境措置の確保、一定のルールのもとでの需給安定のための備蓄運営、投機資金の流入等による価格乱高下の排除などの政策が必要である。

【水田農業政策の確立】



(2) 畜産・酪農経営の将来像に向けたJAグループの取り組みと政策の確立 畜産・酪農の将来像

畜産経営は、JAの部会等に結集して、産地化・ブランド化をすすめ、安全で良質なタンパク質を国民に安定的に供給する姿。

酪農経営は、協同で需要に基づく計画生産に取り組み、輸入で代替できない新鮮な牛乳等と、安全で高品質な乳製品を国民に安定的に提供する姿。

畜産・酪農経営は、家畜防疫体制の強化、耕畜連携や循環型農業等を通じて食料自給率の向上と多面的機能の発揮に取り組み姿。

ア．肉用牛経営の将来像

わが国の土地条件の制約や配合飼料価格の高騰が懸念されるなかで、将来の肉用牛肥育経営は、現状の生産基盤を維持しながら経営内一貫生産や地域内一貫生産等をすすめ、JAの部会等に結集して、産地化やブランド化により生産性の向上を実現した姿である。

また、トレーサビリティや徹底した家畜防疫体制の強化と衛生管理により、安全で高品質な牛肉を国民に安定的に供給するとともに、生産性の向上に向け国際マーケットもターゲットにした供給を行う姿である。

将来の肉用牛繁殖経営は、零細農家が多く高齢化がすすむなかで、規模拡大ならびにJA等が運営するキャトルセンターや繁殖センターに結集し、50頭以上層が生産の中核を担う生産基盤が維持・拡大された姿である。また、中山間地域や離島では、放牧等により生産基盤を維持・拡大する姿である。

イ．酪農経営の将来像

酪農は欧州諸国を超える経営規模や生産性を実現しており、将来の酪農経営は、引き続き、全ての生産者が協同組合組織に結集して需要に基づく計画生産に取り組み、輸入で代替できない新鮮で安全な牛乳やほろ酔乳、生クリームを国民に供給する姿である。

新鮮な牛乳等を安定的に供給するためには、乳製品の生産による需給調整が不可欠であり、引き続き、安全で高品質な乳製品を国民に安定的に供給するとともに、需要の拡大が見込まれるチーズを戦略乳製品として位置付け、可能な限り輸入チーズとの置き換えを実現した姿である。

ウ．養豚・養鶏

養豚・養鶏の将来像は、家族経営の組織化・共同化などにより、衛生管理も含め徹底した生産性向上や低コスト化を実現し、安全・安心な豚肉・鶏肉や新鮮な卵を安定供給する姿である。

エ．耕畜連携や循環型農業の取り組み

畜産・酪農の将来像は、BSEや鳥インフルエンザなど国民の健康を脅かす疾病の発生を徹底して防止する家畜防疫体制を強化するとともに、食料自給率目標の実現に向け、飼料用米の活用や稲わらの供給と堆肥の供給など土地利用型農業との耕畜連携や循環型農業の取り組みを通じて、食料安全保障の確立や農業の多面的機能の発揮を実現した姿である。

畜産・酪農経営の将来像の実現に向けたJAグループの取り組み

地域の生産基盤の維持・拡大と生産性の向上に向け、畜産経営継承支援事業や農家経営管理支援に取り組む。

肉用牛繁殖基盤の維持・拡大に向け、キャトルセンター・繁殖センターなど地域拠点の整備や低コスト素畜の供給などに取り組む。

ア．経営継承支援・経営確立支援の取り組み

畜産・酪農経営の生産基盤を維持・拡大するため、JAグループ畜産経営継承支援事業等を活用し、畜産経営資源を新規就農者や地域内経営に円滑に継承するとともに、畜産経営診断士制度等による農家経営管理支援体制を強化し、産地化・ブランド化等による経営の安定や生産性の向上に向けた指導、融資等を通じた設備投資や運転資金の確保支援に取り組む。

イ．肉用牛繁殖基盤の維持・拡大の取り組み

肉用牛繁殖経営の体質強化に向けたキャトルセンター等の生産者への運営委託や共同利用、JAによる繁殖センター等に取り組むとともに、低コスト素畜の供給など一層の生産性向上のため、行政など関係機関と一体となって、新たな繁殖技術や飼養管理技術の開発・普及に取り組む。

ウ．牛乳・乳製品の安定供給の取り組み

需要に基づく計画生産に取り組み、新鮮で安全・高品質な牛乳・乳製品を安定的に供給するとともに、チーズを戦略乳製品として位置付け、需要の拡大と生産・販売の拡大に取り組む。

エ．耕畜連携対策等の取り組み

中山間地域や離島における放牧の拡大や、TMRセンターやコントラクター等の組織化支援に取り組むとともに、飼料用米の利用拡大やエコフィードの利用促進、稲わらの国内供給の拡大、自給飼料の広域流通体制の整備、環境対策などに取り組む。

畜産・酪農政策の確立

安全で高品質な畜産物や新鮮で安全・高品質な牛乳・乳製品を安定的に供給するため、畜産物・乳製品の国境措置を堅持することが必要。

畜産・酪農の生産基盤の強化のため、キャトルセンター・繁殖センターへの支援、肉用牛一貫経営の促進、耕畜連携等への支援が必要。

牛乳・乳製品の安定供給と酪農経営の安定を確保するため、国産チーズの生産拡大を支援する対策の拡充が必要。

畜産・酪農経営安定対策の所得確保機能の充実・強化が必要。

ア．国家貿易・供給管理等の国境措置の堅持

安全で高品質な畜産物を供給するためには、適切な関税水準など国境措置を堅持することが前提である。また、新鮮な牛乳と安全で高品質な乳製品を安定的に供給するためには、指定生乳生産者団体による計画生産のもとで、乳製品の国家貿易・供給管理等の国境措置を堅持することが前提である。

イ．キャトルセンター・繁殖センター等への支援

肉用牛繁殖基盤の維持・拡大をはかるため、キャトルセンター・繁殖センター等の施設整備等への支援や地域のキャトルセンターの運営等に取り組む生産者に対する支援等が必要である。

また、肉用牛の経営内一貫政策等をすすめる対策が必要である。

ウ．牛乳・乳製品の安定供給に向けた戦略的なチーズ対策の確立

牛乳・乳製品を安定的に供給するため、需要の拡大が見込まれるチーズについて、輸入品を国産品に置き換えるための支援対策の強化と恒久化が必要である。

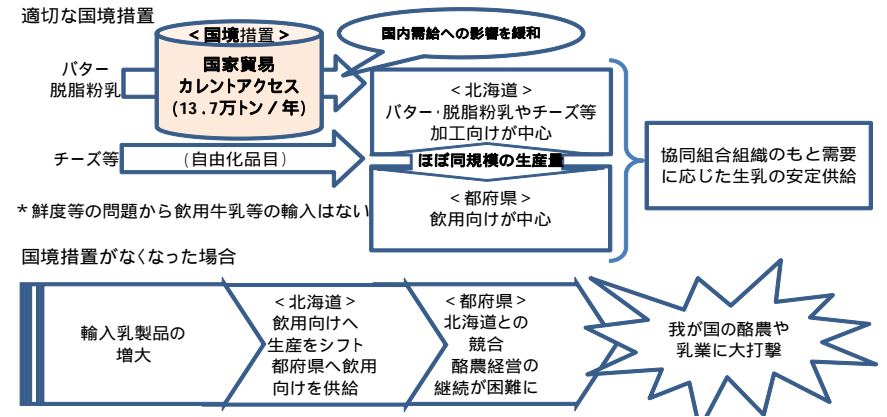
エ．自給飼料拡大のための支援

自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農を確立するため、自給飼料生産対策の恒久化、草地基盤の整備、TMRセンター・コントラクターに対する支援、自給飼料の広域流通体制整備への支援、放牧への支援対策、自給飼料の利用拡大に取り組む畜産・酪農経営への支援等が必要である。

オ．万全の経営安定対策の確立

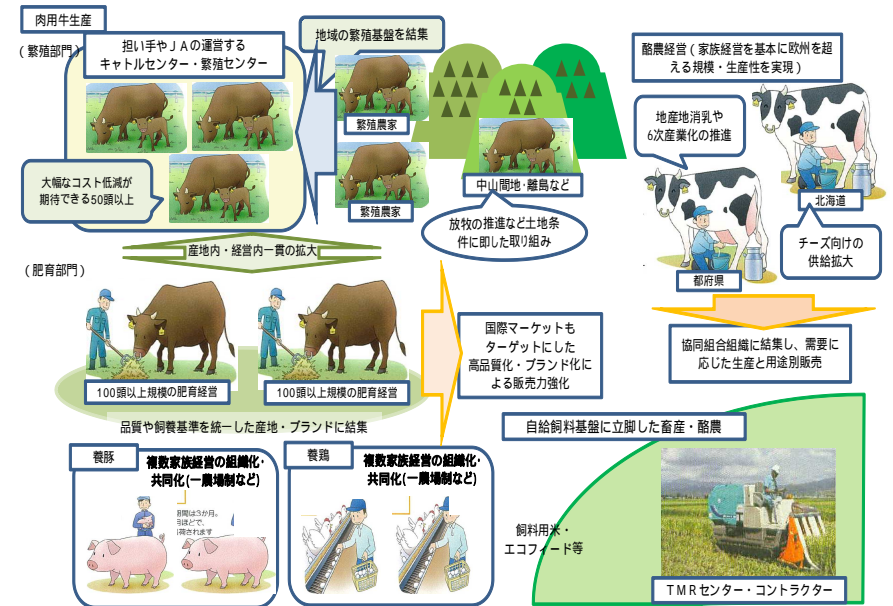
畜産・酪農経営安定対策は、飼料高騰リスクや輸入畜産物との競合等に対応できるよう所得確保機能の仕組みを充実・強化することが必要である。

【乳製品にかかる国境措置の概要】



資料：J A 全中

【畜産・酪農における経営展開のイメージ】



資料：J A 全中

(3) 野菜・果樹等の将来像に向けたJAグループの取り組みと政策の確立
野菜・果樹等の将来像

野菜・果樹等は、多様な消費者ニーズに対応して、新鮮で高品質な国産青果物を安定的に供給するため、地域・品目特性をふまえて、産地や部会単位で多様な生産者が協同して生産・出荷に取り組む姿。

ア．野菜生産の将来像

野菜生産の将来像は、引き続き、新鮮で高品質な野菜を消費者に安定的に供給するため、多様な生産者が産地や部会単位で協同して生産・出荷や需給調整に取り組むとともに、契約栽培の強化や業務・加工用への供給が拡大している姿である。

また、産地の中核である主業農家が、必要な労働力を確保して、規模拡大や低コスト化、高付加価値化等により効率的な経営を確立している姿である。

イ．果樹生産の将来像

果樹生産の将来像は、地域や品目特性をふまえた特色のある産地や部会単位で、産地の中核である主業農家が、優良園地の集積・整備による作業の効率化や、優良品目・品種への転換による販売力を強化し、生産性の高い経営を確立している姿である。

また、産地の維持・発展のため、共選場単位の組織化による労働力確保や、産地単位のブランド化、加工用への対応強化等が実現された姿である。

ウ．多様な生産者による野菜・果樹の生産展開

高齢化が進展するなかで、労働集約的で高い技術力が必要な野菜・果樹の生産を維持・拡大するため、研修制度や雇用労働からの独立、後継者への経営継承により新規就農者が育成され、安定的に労働力が確保された姿である。

あわせて、野菜・果樹等の産地における兼業農家や自給的農家、ベテラン農家などは、多品目生産、地産地消など多様な生産により、産地全体の営農を維持する役割が発揮された姿である。

野菜・果樹経営の将来像に向けたJAグループの取り組み

野菜・果樹の産地計画の策定支援により産地強化に取り組むとともに、優良農地の集積と生産基盤の強化のため、農地流動化の促進、圃地整備、労働力確保等に取り組む。

業務・加工用への対応強化や多角的な流通ルートに対応した生産・流通・販売対応の強化に取り組む。

ア．産地計画の策定にもとづく経営支援の強化

野菜・果樹産地が策定する産地計画の策定を支援し、地域特性を活かしたブランド化や優良品種の導入など、産地強化に取り組む。

生産基盤の強化をはかるため、農地流動化の取り組みによる主業農家への優良な農地・圃地の集積、廃園を含めた圃地整備への支援に取り組む。

また、規模拡大に向けた労働力確保への支援を行うとともに、研修事業やリース事業等による新規就農者の確保・育成の取り組みを行う。

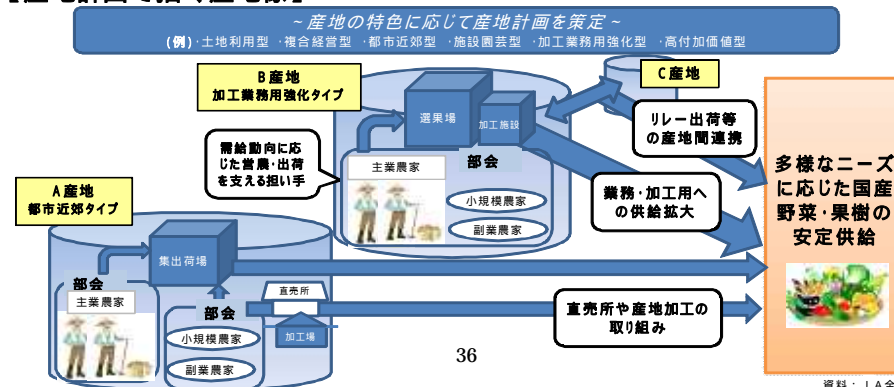
省力的な栽培技術の導入や品目・品種の組み合わせによる労力分散、生産資材コスト低減、環境負荷軽減に向けた技術支援を行う。

イ．多角的な流通ルートに対応した販売強化

実需者ニーズにもとづく生産提案や契約販売を通じた販売の拡大と強化に取り組む。

また、業務・加工用の契約産地育成、国内産地リレーによる周年供給体制の構築など、需要が増大している業務・加工用需要への対応強化に取り組む。

【産地計画で描く産地像】



野菜・果樹等の政策の確立

産地の核となる主業農家の育成と産地の供給力強化のために、園地整備や労働力確保、集出荷施設への支援とともに、経営安定をはかるための経営安定対策の充実・強化が必要。

安価な輸入と競合する業務・加工用需要に対応し、国産野菜・果実を安定供給するため業務・加工用に取り組む産地への支援強化が必要。

ア．野菜産地強化対策と価格安定対策の充実・強化

産地の核となる主業農家を育成し、産地の供給力を強化するため、生産性の向上に向け、規模拡大や労働力確保の取り組みを支援するとともに、産地の集出荷施設等への支援を強化することが必要である。

多種多様な野菜の価格下落時の影響を緩和し、安定的な供給をはかる現行の野菜価格安定制度を維持するとともに、再生産が可能となるよう拡充・強化をはかることが必要である。

安価な輸入野菜と競合する業務・加工用野菜の需要に対応し、国産シェアを拡大するため、業務・加工用仕向けの野菜への価格補てんの充実など支援の強化が必要である。

イ．果樹経営支援対策の充実と経営安定対策の創設

産地の核となる主業農家の育成のため、園地流動化や園地整備、改植への支援を強化するとともに、産地の選果場等への支援の強化が必要である。

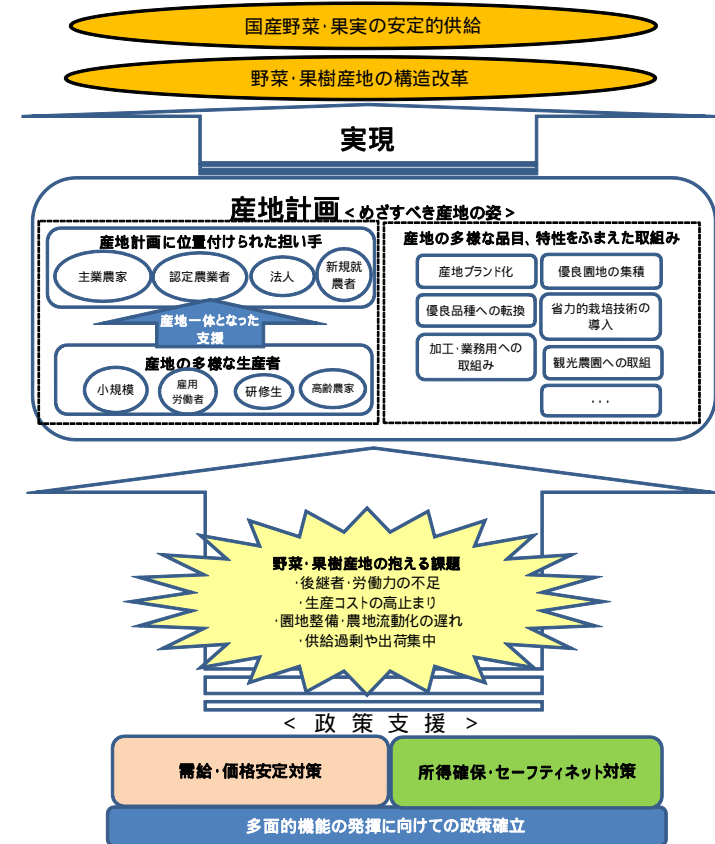
果実自給率の向上に向け、安い外国産にかわり国産果実を加工向けに安定供給するための加工向け果実に対する支援が必要である。また、豊凶や表・裏年などによる価格変動が大きいみかん・りんご等については生果から加工向けの需給調整対策による需給安定対策が必要である。

また、果樹経営全体の経営安定を確保し、果樹生産の維持と後継者の確保をはかるため、収入減少を補てんする経営安定対策の創設が必要である。

ウ．花き・工芸作物等

地域農業において大きなウェイトを占める、花きや、茶・こんにやく・いぐさなど工芸作物については、地域・品目実態をふまえた振興方針を明確にするとともに、この取り組みを支援する振興法の制定など、生産振興・流通対策と経営安定対策を確立することが必要である。

【目指すべき産地の姿と必要な政策】



(4) 甘味資源作物の将来像に向けたJ Aグループの取り組みと政策の確立
甘味資源作物の将来像

砂糖・でん粉の安定供給のため、北海道畑地における畑作輪作体系と沖縄・鹿児島離島・火山灰土地域における地域営農体系の維持・確立により、甘味資源作物の生産を振興し、地域経済を支える姿。

てんさい、でん粉原料用ばれいしょは、北海道の畑作輪作体系を支える基幹的作物であるとともに製造工場も含め地域経済を支えるものであり、輪作体系を維持・確立しながら、甘味資源作物の生産量を維持・拡大して地域経済を支える姿である。

さとうきび、でん粉原料用かんしょは、沖縄・鹿児島離島・火山灰土地域の代替困難な基幹作物であるとともに、製造工業も含め地域経済を支えるものであり、零細規模の農家が大宗を占めているなかで、規模拡大や組織化など地域ぐるみの取組みにより生産量を維持・拡大して地域経済を支える姿である。

甘味資源作物生産の将来像の実現に向けたJ Aグループの取り組み

北海道畑作においては、生産者の経営の安定をはかるため、営農指導とコントラクター等の地域営農支援システムの充実に取り組む。

さとうきび・でん粉原料用かんしょは、地域が一体となった生産振興を図るため、基幹作業の受委託・組織化や農地流動化の支援に取り組む。

ア．北海道畑作（てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）

適正な輪作や施肥、直播栽培の導入など、主業農家の農業生産・経営状況の適時・的確な把握・分析に基づく各種営農支援に取り組む。また、農地の利用調整、労働力需給調整の強化やコントラクター等の個別経営を支える地域営農支援システムの整備・充実に取り組む。

イ．沖縄県・鹿児島県のさとうきび・でん粉原料用かんしょ

地域が一体となって生産振興をはかるため、地域実態にあった農作業受委託体制の確立や共同利用組織の育成、農地流動化による規模拡大を支援する。

ウ．製造工場

製糖・でん粉工場等の合理化や生産性向上により安定操業を維持する。

甘味資源作物の政策確立

国民生活に不可欠な砂糖・でん粉の安定供給と国家安全保障を維持するため、国境措置を堅持し、国内の甘味資源作物の生産振興をはかる政策の確立が必要。

ア．国家貿易・供給管理等の国境措置の堅持

甘味資源作物は、国民食生活の必要物資であり国民への安定供給が不可欠であるとともに、離島については国防上重要な役割を有していることから、わが国における位置づけを明確化し、糖価調整制度および関税割当制度の適切な運用と国内の生産を支える必要な財源を確保することが必要である。

イ．経営安定、生産性向上のための支援

北海道畑作農業の基幹作物であるてんさい・ばれいしょについては、生産者が、合理的な輪作体系を確立するなかで、再生産が可能で経営努力が報われる制度とすることが必要である。

沖縄県および鹿児島県のさとうきび・かんしょは、規模拡大や組織化に向けた取り組みへの支援とともに、生産者の経営安定をはかり再生産可能となる制度とすることが必要である。

また、沖縄県の小規模離島における含みつ糖生産については、地域の実情に配慮した支援策を確保することが必要である。

生産性向上をはかるため、土壌改良、排水対策、圃場の整備等、土地基盤整備等の充実・強化が必要である。

ウ．製造事業者の支援

生産者と一体となって地域の産業・経済を支える製造工場の経営安定をはかるため、製造コスト低減、環境対策、省エネルギー対策への支援が必要である。

<甘味資源作物の関税率と輸入管理>

	食料自給率 (平成21年)	1次関税 (マークアップの上限)	2次関税	従課税 換算値	備考
砂糖	33%	71.8円/kg		328%	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく輸入管理 粗糖(71.8円/kg)の範囲内で関税及び調整金を徴収(実際は無税で輸入する代わりに、35円/kgの調整金を徴収)
でん粉用原料 (ばれいしょ)	73%	25%	119円	234%	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく輸入管理

(5) 新たな農業経営政策の確立

将来の担い手像にあわせて、複合経営にも対応可能な、経営体ごとの所得に着目した「新たな経営保険」を検討することが必要。

複合経営に対応可能な新たな経営保険の確立

農家の経営安定をはかるためには、農業災害への対応や品目別の政策のほかに、どうしても生じる農家収入の変動に対するセーフティネット対策が必要である。

水田農業の場合、戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金のほか、水田・畑作経営所得安定対策における収入減少補てん対策（ナラシ対策）などがあるが、地域ごとの価格変動に対応できず、対象品目が限定されているなどの問題がある。

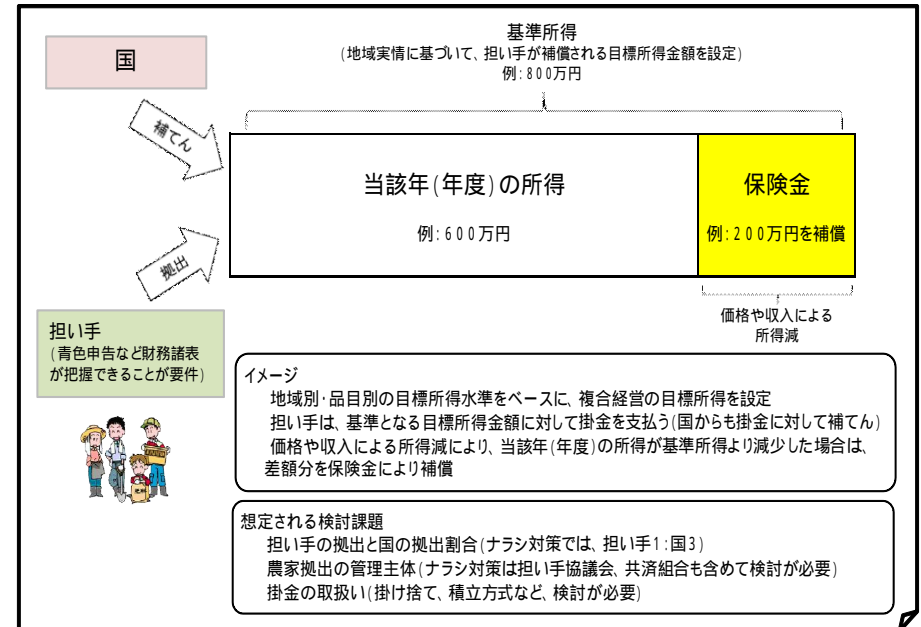
そのため、将来の担い手像にあわせて、複合経営にも対応可能な、経営体ごとの所得に着目した「新たな経営保険」を検討することが必要である。

具体的には、全国一律ではなく地域別に対応した仕組みとして、収支が把握できる青色申告などの対象となる担い手が、地域別・品目別の目標所得水準をベースに、それらを組み合わせた複合経営の目標所得を設定し、実際の所得との所得差が生じた場合の差額分を直接補償するなど、農家の抛出と国の抛出を基本とした制度を検討することが必要である。

【新たな経営保険のイメージ】

価格や収入の変動に対するセーフティネット対策が必要
 全国一律ではなく地域別に、シンプルでわかりやすい仕組みが必要
 日本農業の場合、中山間地域など地域によって生産コスト、販売収入等が異なるため、フランスの取り組みを参考に、所得に注目した仕組みが必要

新たな経営保険のイメージ



制度の創設など、国が品質・価値を担保する仕組みを確立する必要がある。

4. 国産農畜産物の輸出振興対策

農畜産物の輸出については、輸出競合国との価格差、検疫条件、現地における流通マージン、円高など課題も多く、長期的な視野に立ち、戦略的に取り組むことが必要。

(1) 輸出に対する基本的考え方

現在の輸出実績はリンゴ、ながいも、牛肉、米などを中心としているが、輸出量は国内生産量に比べて極めて少ない実態にあることから、輸出振興によって国内生産の問題を当面解決できるものではない。

しかし、長期的には輸出対策は重要な課題であり、輸出を振興するため、輸出競合国との価格差、検疫条件、海外現地の流通マージン、円高対策など、問題・課題の対策に官民一体となって対応し、戦略的に取り組む必要がある。

(2) 輸出振興に向けた課題

輸出戦略の策定

現在の海外における需要動向等进行分析し、品目ごとに、輸出先として期待される国等を明確にしつつ、戦略的輸出品目を設定し、支援対策を強化するなど、総合的な輸出戦略を策定することが必要である。

輸出を一層促進するため、行政など関係者が一体となった取り組みを推進する体制の整備が必要である。

輸出環境の整備

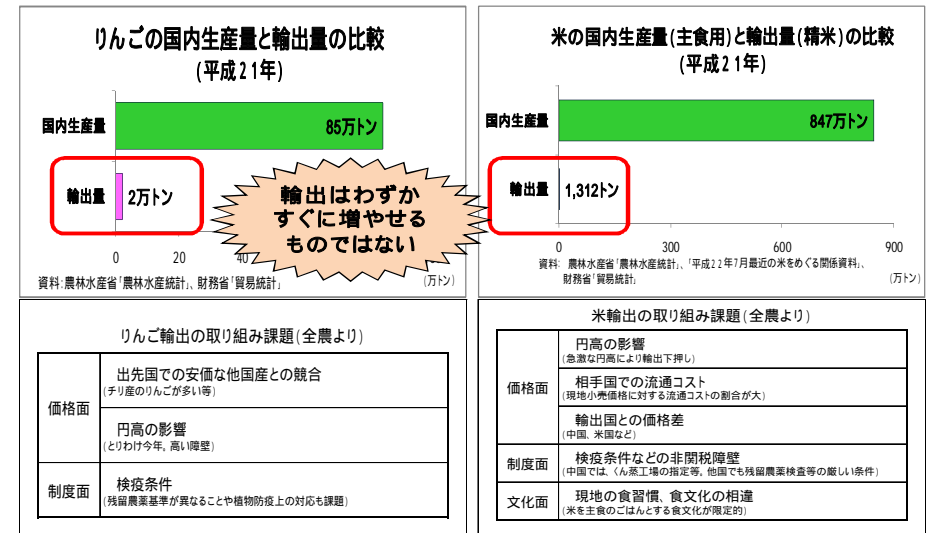
輸出相手国の検疫条件、通関手続き、表示方法などの輸出制限の緩和等は民間の取り組みのみでは困難であり、国家間で解決する必要がある。

高付加価値化を推進するための認証制度の創設等

今後、海外で大きく需要を拡大するためには、海外の需要に適した品種の開発や、輸出促進に向けた生産現場でのインフラ整備等が必要である。

また、フランスのAOC（原産地呼称統制）などを参考に、新たな認証

【国内生産量と輸出量の比較】



資料：J A 全中

【成田空港におけるJAグループのアンテナショップ】



資料：全農リポート2010
成田国際空港で日本の農産物をアピールするアンテナショップ。全国から届く農産物・加工品を取り扱う。

5. 地域経済・社会の維持・活性化に向けた支援対策

組合員・地域住民に対する“ライフライン”を維持・確保するため、府省間の枠を超えた総合的な支援策が必要。特に、次期（平成24年度）介護保険報酬の改訂にあたっては農山村地域において継続的に介護サービスが提供できる仕組みとすることが必要。

都市と農村の距離を縮め、交流の促進をはかる支援等を強化することが必要。

農業生産基盤を守り、都市住民の参画を促進する都市農業振興対策を強化することが必要。

(1) “ライフライン”の維持・確保に資する対策の充実・強化

買い物弱者等に対する支援

J Aで移動販売車を導入し組合員への「御用聞き」とあわせて活動している事例のほか、経済産業省の平成22年度補正予算（買い物弱者対策支援事業）により、流通事業者や地方自治体等の主体が連携して買い物弱者等の利便性を高めるための取り組みが行われている。

交通事情については、一部地域を除き将来的にも引き続き厳しい状況が想定されることから、府省間の枠を超えた買い物弱者に対する移動販売対応や通院への送迎対応など、総合的な交通アクセス手段確保のための支援策が必要である。

安心できる“地域医療”の確保

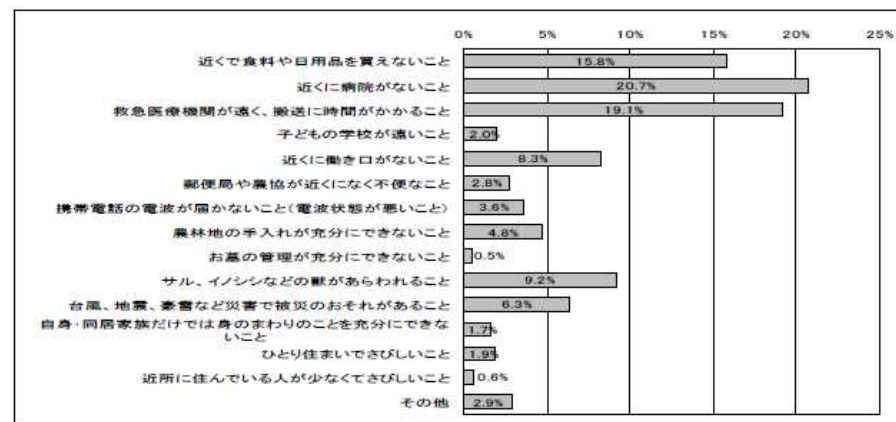
地域医療の拠点である病院への支援対策を充実・強化することが必要。J A厚生連病院についても、公的医療機関として地域医療に不可欠な存在であることから、必要な医師確保に向けた対策や診療報酬の引き上げ、補助金による支援、利子補給などの金融支援、特別交付税措置の弾力的な運用など、厚生連病院の経営安定に資するための対策を講じる必要がある。

生活環境基盤の整備促進

地域住民の快適な居住条件の確保のみならず、都市農村交流の促進を図るためにも、汚水処理施設の普及や情報通信基盤の整備促進が必要である。

【生活する上で一番困っていること・不安なこと】

「人口減少・高齢化の進んだ集落等を対象とした日常生活に関するアンケート調査」（平成20年度 国土交通省）



注) 数値は、調査世帯全数に対するそれぞれの項目を一番困っていること等に挙げた世帯主の割合。

資料：国土交通省「集落課題検討委員会中間とりまとめ」

【官民連携による“ライフライン”の維持・確保対策の事例】

都道府県名	事業内容
北海道	商工会と連携、また、町の広報等の支援を受け、住宅補修等の取り次ぎ、高齢者の見守りを含めた移動販売を行う事業（J Aが事業主体）
愛媛県	空き店舗を改装し、地域の自治会と連携して、ミニスーパー運営を行う事業（J Aが事業主体）
高知県	地域のスーパーが山間地域に生活必需品を販売するために運営している移動販売車の採算が悪化したため、行政（県）が車両購入費を補助することにより本事業を継続
熊本県	J Aの支店を販売拠点として、農産物直販部会員が生産した農畜産物を移動販売車で巡回し、御用聞きや健康管理等のサポートを兼ねた宅配を行う事業（J Aが事業主体）

資料：経済産業省「平成22年度買い物弱者対策支援事業（補正予算）」

平成 24 年度介護報酬改定対策

平成 24 年度からの介護報酬の改定では、「地域包括システムの構築」と「給付と負担のバランス」の 2 つが課題となっている。

現在の J A 介護保険事業の年間収支は、21 年 4 月の介護報酬の増額改定 (+ 3 %) や「介護職員処遇改善交付金」および加算措置の影響もあり、改善傾向にあるが、次期改定に際し、「24 時間対応の『定期巡回・随時対応サービス』の創設」等が掲げられているが、農山村地域において継続的に介護サービスが提供できるよう、介護報酬等を検討することが必要である。

具体的には、

- ・ 農村地域における介護人材の確保の観点から、ヘルパー制度の維持
- ・ 中山間地域等における小規模事業所について、事業の継続確保の観点から、長距離移動や特別地域加算に配慮した介護報酬体系とすることを基本に、引き続き検討していくことが必要である。

(2) 都市と農村の交流を促進する支援策の強化

農業者等の所得の向上や集落の維持・再生をはかるとともに、農村地域における 6 次産業化の取り組みを促進する都市農村交流を促進する支援策を強化していくことが必要である。

(3) 都市農業振興対策の強化

昨年 3 月に決定した「食料・農業・農村基本計画」では「都市農業の振興」が新たに柱立てられるとともに、国土交通省で開催中の都市計画制度小委員会においても、都市農地・農業について、「都市計画のあり方として大きな意義を有すると考えられる」と言及されている。

「都市住民の参画も得た都市農業の取組」をすすめていくためにも、都市農業・農地を積極的に位置付け、農業生産基盤を守り、市民農園・体験農園の展開等に資するため、都市農業振興を目的とした新法の制定や、市街化区域内では制約のある、貸借等農地の積極的な活用を可能にする仕組みなどを構築するとともに、税制上の担保措置（相続税の「法定相続分課税方式」や相続税納税猶予制度の基本的枠組みの堅持）が必要である。

【 J A グループにおける介護保険年間収支の概要(当期損益段階) 】

1 . 全体概要

(単位 : 千円)

区 分	取組 JA 数	報告 JA 数	事業活動収益	当期損益
20 年度年間	3 4 4	3 0 1	23,127,786	45,465
21 年度年間	3 2 7	2 9 4	24,844,793	417,820

注) 「取組み J A 数」は、各年度の 4 月 1 日現在

2 . 黒字 J A 比率推移

(単位 : %)

区 分	訪問	通所	居宅	用具貸与	用具販売	訪問入浴	合計
19 年度	57.2	62.8	19.8	26.0	40.2	50.0	49.5
20 年度	54.9	62.7	23.7	28.2	36.1	42.9	49.5
21 年度	59.8	67.8	35.5	29.6	32.4	42.9	55.8

資料 : J A 全中

【 都市農地・農業の位置付けのあり方 】

< これまでの検討事項の要約 >

市街化区域の空間の再構成の中で、都市農地は、必然性のある(あって当たり前の) 安定的な非建築的土地利用として活かしていく。

生産緑地地区制度による的確な建築規制等の措置が土台となり、市街化区域の再定義に併せた農業政策上の位置付けの見直しなど、農業政策との再結合を図る。

都市農業の特質に応じた農業が継続できる環境を整備するため、都市農業政策と連携した、農地と宅地が混在するエリアの空間管理や市民参加型の仕組みを目指していく。

税制上の取扱いの見直しについては、転用が自由にできる状態での他の宅地との公平性の問題や、都市計画上及び農地制度上の規制水準との関係、農業生産機能の水準、農地所有者の利用意向の兼ね合いなど、慎重に総合的な見地から検討される必要がある。

都市的土地利用と農業上の土地利用が併存するエリアにおける両者の調和を目指すシステムとして、集落地域整備法制度の運用実績を検証しながら、より実効的な仕組みを検討する。

< 当委員会として概ね認識の共有に至った考え方 >

市街化区域概念の見直しと併せて農業政策と再結合し、都市農業を持続可能なものとしていくため、都市住民の参画も得た都市農業の特性に応じた取組を進めることは、都市計画のあり方として大きな意義を有すると考えられる。関係分野と連携して更に議論を深め、具体化していくことが望まれる。その際、福祉や教育といった関連する関わりにも十分配慮すべきである。

資料 : 国土交通省 第 1 1 回都市計画制度小委員会 (平成 23 年 2 月 17 日)

6. 政策工程表の策定と必要な予算の確保

「農業で食べていける担い手」を育成するために、農業所得の増大目標を設定するとともに、政策行程表を策定することが必要。

5年後の農業および地域経済・社会の将来像を実現するため、必要な予算を優先確保するとともに、農業関係予算にかかわらず新たな財源を確保することが必要。

(1) 農業所得の増大目標の設定と政策行程表の策定

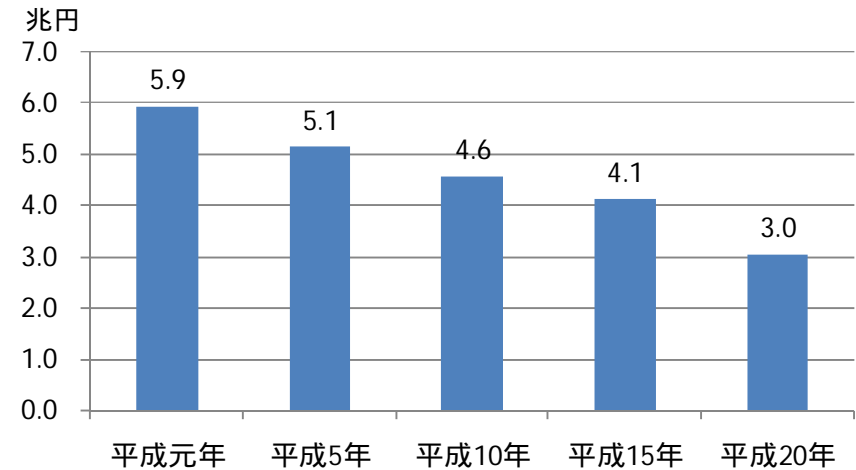
「農業で食べていける担い手」を育成するために、農業所得の増大目標を設定するとともに、必要な政策の時期や手法、予算などを計画的に明示した行程表を策定することが必要である。

(2) 必要な予算の確保

農業関係予算は2兆4千億円を下回るなど年々減少傾向にあるなかで、5年後の農業および地域経済・社会の将来像を実現するために必要な予算を優先的に確保することが必要である。

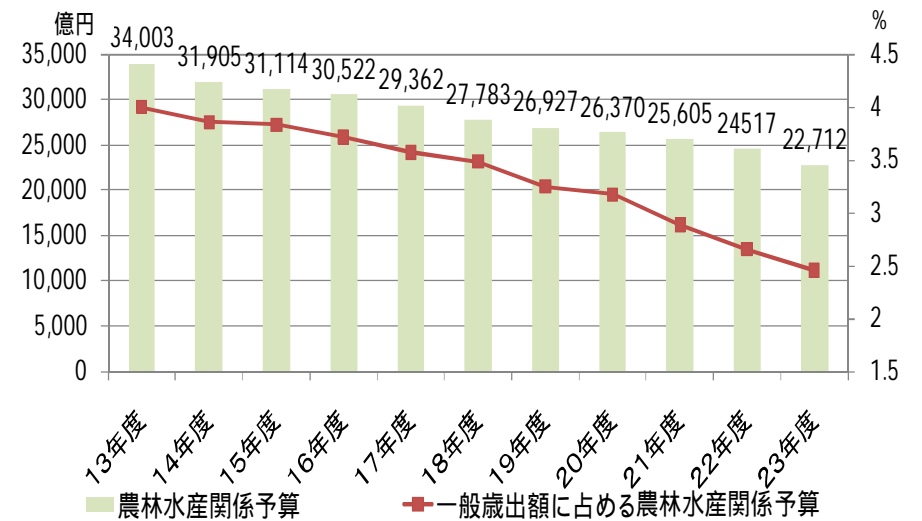
また、食料安全保障の確立や多面的機能の発揮を国民全体で支える観点から、農業関係予算にかかわらず新たな財源を確保することが必要である。

【農業純生産（農業所得）の推移】



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

【農林水産関係予算と一般歳出に占める農林水産関係予算の推移】



資料：農林水産省